

委員会の県内外調査について

【平成 23 年 5 月 6 日各派世話人会改正】

(県内調査)

常任委員会
特別委員会

原則として日帰り調査を 2 回程度実施。
日帰りの調査を適宜実施することができる。

(県外調査)

常任委員会
特別委員会
議会運営委員会

2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。
1 泊 2 日以内の行程で 1 回実施することができる。
2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。

◆ 行政部門別常任委員会の県内調査日程（令和元年度）

【日程案】

令和元年7月30日（火）～8月1日（木）

8月 7日（水）～8月9日（金）

※ ただし、教育警察常任委員会について、学校の夏休み期間を除く必要がある場合は、7月4日（木）又は5日（金）の設定としても可。

◆ 行政部門別常任委員会の県外調査日程（令和元年度）

（A日程）令和元年8月20日（火）～22日（木）の間

（B日程）令和元年8月27日（火）～29日（木）の間

委員会名	県外調査日程
総務地域連携常任委員会	
戦略企画雇用経済常任委員会	
環境生活農林水産常任委員会	
医療保健子ども福祉病院常任委員会	
防災県土整備企業常任委員会	
教育警察常任委員会	

委員会の少人数の委員による委員派遣（県内調査）の
実施方法についての申し合わせ

【平成 21 年 6 月 4 日 代表者会議 了承】

1 実施に当たっての基本的な考え方

常任委員会の一部委員による県内調査は、委員全員で行う県内調査を補完するものとして調査目的及び必要性を明確にした上で実施することができるものとする。

特別委員会の一部委員による県内調査は、調査目的及び必要性を明確にした上で実施することができるものとする。

2 委員派遣の手続

- (1) 委員会において、派遣の期日、場所、目的及び内容、委員名を明らかにして、実施を決定する。
- (2) 委員長は、委員派遣承認要求書（様式 1）を議長に提出し、承認を得る。
- (3) 派遣された委員は、調査を終了したときは、委員派遣終了報告書（様式 2）を作成し、委員長に提出するとともに、委員会において調査の結果を報告する。

3 実施方法

- (1) 派遣日数
日帰りの調査とする。
- (2) 派遣人数
下限は 2 名以上、上限は 5 名以下とし、同一会派の委員のみとしない。
- (3) 書記の随行
書記は随行しない。
- (4) 交通手段
公共交通機関の使用を原則とするが、委員の自家用車の使用も可能とするものとする。
- (5) その他
地元議員への通知は行わない。

(様式1)

年 月 日

三重県議会議長 様

〇〇〇〇 委員長

派遣承認要求書

本委員会は、下記により委員を派遣することに決定したので、承認されるよう会議規則第54条の規定により要求します。

記

- 1 日時
- 2 場所
- 3 派遣の目的及び内容
- 4 派遣委員の氏名
- 5 経費

(様式2)

年 月 日

三重県議会〇〇〇〇委員長 様

〇〇〇〇委員

〇〇〇〇委員

〇〇〇〇委員

委員派遣による調査結果報告書

下記のとおり委員派遣による調査を終了しましたので、御報告いたします。

記

- 1 調査期日
- 2 調査場所
- 3 調査内容